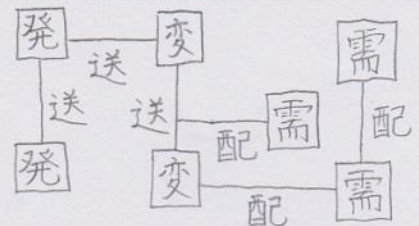


355. 電気工作物の機能上の分類と規制概要

電気工作物

- 発電所: 法的な定義は無いが、発電機、電動機の他に、ダム、水路なども含んだ発電所の統合体を意味する。発電機、原動力設備、電気設備の統合体を発電設備と定義している
- 変電所: 構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、または構内以外の場所から伝送される電圧100kV以上の電気を変成するために設置する、変圧器その他の電気工作物の統合体
- 需要設備: 電気を使用するために、その使用の場所と同一構内(発電所、変電所の構内を除く)に設置する電気工作物の統合体
- 送電線路: 発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間の電線路およびこれに付属する開閉所その他の電気工作物
- 配電線路: 発電所、変電所もしくは送電線路と需要設備との間、または需要設備相互間の電線路およびこれに付属する開閉所その他の電気工作物



発: 発電所, 変: 変電所

需: 需要設備

送: 送電線路

配: 配電線路

電気事業用電気工作物と自家用電気工作物は規模、種類などが多様であるから、法令で画一的に規制する事は適当でないため、①各工作物ごとの保安規程の作成、②保安監督をさせる主任技術者の選任、③技術基準の適合維持などを規定し、自主保安体制を図る。一方で保安確保、電気の円滑な供給確保、水力の有効利用確保の観点から重要なものの工事計画とその変更について、事前認可、届出を規定して、国が直接監督する事としている。一般用電気工作物については、その施設者が電気保安に関して素人である事から、電気の供給者である電力会社に竣工検査、定期検査の調査義務を課し、工事者、使用電気用品について法律で規制を行い、保安の確保を図っている(法律とは電気事業法の他に電気工事士法、電気工業法、電気用品安全法等後述)

